

岩手県告示第357号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営白山地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成24年5月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
奥州市前沢区白山字蒔田	64番	田	田	2,021	500
奥州市前沢区白山字津揆根	83番	”	”	2,088	1,750
奥州市前沢区白山字学堂	125番	”	”	971	750
”	128番1	”	”	1,339	1,000
奥州市前沢区白山字合子屋敷	41番	”	”	1,028	750
奥州市前沢区白山字下夕町	7番1	”	”	1,734	1,000
奥州市前沢区白山字銭神	34番1	”	”	1,738	250
奥州市前沢区白山字館	169番	畑	畑	870	71.15
奥州市前沢区白山字朴ノ木田	46番1	田	田	1,969	1,250